

ナイスハートふれあいフェスティバル 2017

ナイスハート美術展（一般の部）実施要領

1 作品の種類

- (1) 出品作品は、絵画の部、書道の部、写真の部、陶芸・工芸の部の4部門とする。
- (2) 出品作品は、障害者が自主制作したものとし、過去に展覧会等に出品した作品は除くものとする。
- (3) 出品作品は、1人または1グループにつき1点、1施設につき50点限りとする。
- (4) 枠装（額装）、表装などいずれも展示可能な状態で出品をする。

2 作品の大きさ

- (1) 絵画：110 cm×130 cm以内（額縁等を含む）
 - (2) 書道：180 cm×80 cm以内（仮巻等を含む）
 - (3) 写真：100 cm×100 cm以内（額縁等含む）
 - (4) 陶芸・工芸：幅×奥行×高さ 各々1辺が100 cm以内
- ※ 合作の場合等についても上記大きさと同様とする。
- ※ なお、各作品に定められた大きさを超える作品は、展示できないので、作成時には十分に気を付けてください。

3 申込方法

- (1) 出品を希望する者は、様式1「ナイスハート美術展（一般の部）出品申込書」（以下「出品申込書」という。）により、居住地の市町村障害福祉担当課長、又は利用している障害福祉施設長に申し込むものとする。
 - (2) 市町村障害福祉担当課長、又は利用している障害福祉施設長は、(1)により出品を希望する者があった場合、出品申込書を取りまとめ、様式2「ナイスハート美術展（一般の部）作品出品物一覧表」を、茨城県障害者スポーツ・文化協会あて平成29年10月2日（月）までに提出するものとする。（FAX不可）
- ※申込書の送付後は、必ず電話連絡のうえ送付の確認を行う。

4 搬入

- (1) 出品する作品には、様式3「作品カード（展示用、作品添付用、本人控え）」を添付して搬入するものとする。
- (2) 搬入日時 平成29年12月5日（火） 午前9時から12時まで
- (3) 搬入場所 茨城県立県民文化センター集会室5・6号

5 設営・展示

- (1) 作品の展示会場は、ナイスハートふれあいフェスティバル 2017 運営委員会（一般の部）で選出された美術展部会が事前に設営する。
- (2) 4により搬入された出品作品の展示については、美術展部会が行う。

6 搬出

- (1) 作品の搬出は、様式3により切り離された「本人控えカード」と引換えとする。
- (2) 搬出日時 平成29年12月11日(月) 午後2時から午後4時まで
- (3) 搬出場所 茨城県立県民文化センター集会室1から4号
- (4) 美術展部会の指示により、搬出者自らの責任のもとで、速やかに搬出するものとする。

7 審査・表彰

- (1) 展示された作品について、特に優れている作品に対し、表彰を行うものとする。
- (2) 表彰に係る規程については、別途定める。
- (3) 各賞の代表に選出された作品に対して平成29年12月9日(土)の開会式で表彰式を行い、賞状を授与する。
- (4) 代表以外の入賞者については、作品返却時に賞状を授与する。

8 その他

- (1) 審査及び展示に対しての異議は受け付けない。
- (2) 期間中における不慮の災害等による作品の損傷については、損害賠償責任を負わないものとする。
- (3) 出品作品の著作権は出品者に帰属するが、主催者は出品作品を審査結果の発表及び広報のため等に、無償で展示及び複写する権利を有する。